## 平成28年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

- 1 日 時平成29年2月8日(水)午後2時
- 2 場 所流山市役所第 2 庁舎 3 階 3 0 6 会議室
- 3 出席委員

 倉
 橋
 透
 委
 員

 村
 岡
 豪
 委
 員

 田
 村
 茂雄
 委
 員

4 出席事務局

総務部水代部長

財產活用課 伊藤課長、斉藤課長補佐、染谷契約係長

高野主查、友松主事

上下水道局 兼子次長

経営業務課 秋谷課長補佐、島村主事

5 工事担当課

西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所

上野所長、山口係長、江口技術員

水道工務課 石井課長、斉藤主査

社会福祉課 矢口次長、野口副主査、

財産活用課 ファシリティマネジメント推進室

小渡主任技師

下水道建設課 矢幡課長、宮崎課長補佐、遠藤係長、松田主査

#### 6 審議事項

- (1)抽出事案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について

# (4) その他

## 7 協議状況

開 会 午後 2 時 閉 会 午後 3 時 4 5 分

「流山市附属機関に関する条例」第3条の規定により、第7期入札監視 委員会委員長が倉橋委員に決定する。

総務部長の挨拶及び財産活用課長補佐から入札監視委員会の審議対象の説明後、委員会の次第に沿って会議が開催された。

## 協議事項

- (1)抽出議案の審議について
  - ① 盛土造成工事(H27-1)

【一般競争入札·市長部局】 [事務局入札概要説明] [担当課工事概要説明]

## 倉橋委員長

総合評価の入札結果において、評価点が同点になるケースは多いのか。

## 伊藤課長

同点となる件数はごくわずかである。

## 倉橋委員長

評価点が同点となった場合にどのような取り扱いをするかの、要綱・要領等は公表しているのか。

#### 伊藤課長

流山市建設工事総合評価一般競争入札(特別簡易型)要領をホームページ上に公表している。

#### 田村委員

応札業者は、どのようにして自身の加算点が分かるのか。

#### 高野主査

応札業者は応札する前に自身の工事成績や、工事請負回数などから、点数を自己 分析できる。

#### 田村委員

応札業者は自身の加算点数は分かるが、他の業者の点数は分からないとの認識でよいか。

## 染谷係長

そのとおりである。

#### 村岡委員

加算点の最大値は30点なのか。また加算点の評価基準を年度ごとに見直しを行うのか。

#### 染谷係長

加算点の最大値は30点である。評価基準は、前年度の総合評価一般競争入札の 案件を勘案し、必要に応じて見直しを図っている。

## 倉橋委員長

加算点や価格点の割合は工事案件ごとに、違いがあるのか。

## 伊藤課長

価格点については、工事案件の金額によって異なってくるが、概ね1,000万円前後で変動する。加算点はどの工事案件でも一律である。

#### 倉橋委員長

自身の施工工事の品質状況や工事成績を業者は知っているのか。また、工事成績はどのように算出しているのか。

#### 染谷係長

工事成績は過去2年分の土木一式工事の平均点から算出している。自身の工事成績の状況は、業者も把握していると思うが確認を含めて、工事成績を知りたい業者は財産活用課窓口で個別に対応している。

#### 村岡委員

過去2年分の工事成績は、どの時点からの2年間なのか。

#### 染谷係長

現在の工事成績は、平成26、27年に完成した工事が対象となる。

# 倉橋委員長

工期延長の理由として、立ち退きのために工期が遅れているとあるが、手続き等 に係る契約金額の増加などの影響はあったのか。

# 上野所長

特に影響はない。

② 北部地域主要配水管改良工事(H28-1工区)

【一般競争入札·上下水道局】 [事務局入札概要説明] [担当課工事概要説明]

#### 村岡委員

山崎産業(株)は過去に指名停止の処分があったが、工事点数に影響はないのか。

## 高野主查

平成27年6月に執行した物品に係る指名競争入札において、落札者が山崎産業 (株)に決定した後に、契約辞退の申し出があったため指名停止の措置を行った。今回の工事は指名停止から1年以上経過しているため、総合評価における減点措置等、点数に影響はない。

#### 田村委員

該当工事の入札参加資格を持つ業者は15者いるが、結果を見ると5者しか応札していない。応札業者は5者前後が一般的なのか。

#### 秋谷補佐

今回の工事については、5者からの応札があったが、案件により応札業者に変動がある。入札参加資格をもつ業者については、技術者数やランク、工期によって参加できる工事にばらつきがあるため、資格を持つ業者が全て参加できるとは限らない。

#### 倉橋委員長

工事区域が長い工事や金額が高い案件に関しては、JV (共同企業体方式)などの発注方法が利用できると思うが、一体的に発注せず、工事区域ごとに区切りした発注をしている理由は何か。

#### 石井課長

予算配分の話から、工事区域をまとめて一体的に発注を行うことは難しい。また、 一体的に発注することにより、交通量が激しい区間では車の渋滞等の影響が長く続いてしまうため、工事区域を区切りしている。

# 倉橋委員長

愛媛県松山市ではGISを使用した取り組みがあるが、流山市ではGISを利用する予定はあるのか。

# 石井課長

上下水道局で今後GISを利用した取り組みを行う予定である。

## ③ 下花輪福祉会館浴室改修工事

【随意契約·市長部局】 [事務局随意契約概要説明] [担当課工事概要説明]

#### 村岡委員

見積もり合わせに参加した業者は何者あるのか。

## 染谷係長

市内業者5者を指名し、4者から参加があった。

#### 倉橋委員長

指名した5者は市から見積もり依頼をしたのか。

### 野口副主查

そのとおりである。

#### 倉橋委員長

下花輪福祉会館の利用者は多いのか

## 野口副主查

入浴施設を併設した施設であるため、待ち時間が発生するほど、利用者は年々増えている。

#### 矢口次長

平成28年12月末日の段階で64,627人の利用があった。

## 田村委員

随意契約の理由で、平成28年6月のクリーンセンター機器点検整備により入浴施設に供給される熱源が停止するため、ごみ焼却余熱に頼ることなく入浴施設の営業をするためには5月末までに工事を完成させる必要があるため、入札に付す時間がないとあるが、入札だと業者決定までに時間がかかり、工事着手が遅くなるとの認識で良いのか。

#### 野口副主查

そのとおりである。入札の執行手続きを行うと、工事着手が5月になり、工事完成の6月までに1か月しか時間がないため、適正な工期を確保することが難しい。 そのため、随意契約での見積もり合わせを行った。

#### 田村委員

市の入札と随意契約の割合はどれくらいなのか。

## 染谷係長

工事に関しては設計額が130万円超の工事は一般競争入札となる。例外として 工期短縮や経費の削減ができる工事、災害発生時の緊急対応工事等で随意契約とす ることができる。随意契約工事の割合は一般競争入札と比べ割合はとても少ない。

## 田村委員

今回の工事は見積もりを行うことで、競争の原理を働かせたとの認識で問題ないか。

#### 染谷係長

問題ない。

## ④ 向小金雨水幹線工事に伴う配水管復元工事

【随意契約·上下水道局】 [事務局随意契約概要説明] 「担当課工事概要説明]

## 倉橋委員長

シールド工事とは何をするための工事か

#### 松田主査

ボックスカルバートを入れるための切り回し工事を今回行った。

#### 村岡委員

以前の入札監視委員会で抽出した工事との関連工事だと思われるが、今回の工事 は入札ではなく、時期が空いてからの随意契約となった理由はなにか。

#### 松田主杳

仮設水道管の設置から撤去まで間に雨水幹線工事を施工し完成したことから、今に至ったものである。一括して工事を長い間施工させることは事業者への負担となる。このため、分けて発注をした。

#### 倉橋委員長

埋設管がかなり長い距離で布設されているが工期短縮などの観点から、JV(共同企業体)による施工は考えなかったのか。

## 松田主查

特に考えていなかった。

## 村岡委員

設計段階の金額は何を根拠に算出しているのか。

#### 松田主査

千葉県の設計単価を用いて設計額を算出している。

- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
  - ① 市長部局発注 (財産活用課から報告)

[事務局説明(市長部局)]

### 村岡委員

盛土造成工事 (H27-5) 【7ページ】と道路築造工事 (N28-1) 【10ページ】に応札している (株) 市村工業の工事加算点が案件ごとに違うのはなぜか。

## 染谷係長

発注工事の内容により、過去の一定規模以上の実績を求めているが、案件によって市が求める実績がそれぞれ違ってくる。実績と認める工事の受注回数により、加算点の差が出たものである。

#### 倉橋委員長

工事案件の入札不調や不落はないか。

#### 伊藤課長

現在はない。物品購入や業務委託に関しては、一部不調が発生している。

#### 田村委員

向小金保育所外壁工事【31ページ】他2件【32ページ、38ページ】の応札業者が1者だけであるが問題はないのか。

#### 伊藤課長

本来であれば、入札は競争の原理が働かなくてはいけないが、応札業者が1者の みで取止めとなる工事案件が過去に発生していた。このため平成28年1月に、電 子入札においては1者のみの参加だった場合も入札は成立するように入札制度を改 正した。

#### 高野主査

エレベーター工事については、工種が機械器具設置工事となり、専門工種であるので、地域要件を千葉県内まで拡大し、多くの業者が参加できるようにしたが、応札業者は1者のみであった。

# ② 上下水道局発注(経営業務課から報告) [事務局説明(上下水道局)]

## 倉橋委員長

公共下水道汚水管きょ布設工事(鰭思 28-2)【3ページ】の入札結果で辞退をした業者の加算点が入っているのはなぜか。

## 秋谷補佐

上下水道局側の間違いである。

## 田村委員

入札結果の「無効」とはどのような扱いなのか。

## 秋谷補佐

業者が積算内訳書の間違い等で、内訳書を無効にする。

# (3) 次回審議事案の抽出について

## 倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札 については、市長部局は「流山市立南流山小学校校舎増築工事(建築工事)」、随 意契約については「番号2 道路補修工事(東深井・江戸川台西幹線)」

上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「東深井舗装本復旧 工事」とすることでよろしいか。

## [全員了承]

## 倉橋委員長

次回の入札監視委員会は平成29年10月5日(木)の午後2時から、 からとしたいがよろしいか。

# [全員了承]

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。